業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長

第　　号

令和	会計種別	款	項	目	所属	設計	提出	
8 年度	一般会計	土木費	住宅費	住宅管理費	安佐北区役所 農林建設部 建築課	R8.10	R8.10	一般競争入札

委託金額	業務名	業務場所	
金　　円	可部行森住宅跡地用地測量業務(8－1)	安佐北区 可部町大字勝木	委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

施行理由

本業務は、下記のとおり委託するものである。

設計概要

記

調査業務	1式
測量業務	1式
書類の作成等	1式

委託金額	業務名
金　　円	可部行森住宅跡地用地測量業務(8－1)

(甲)　　内　訳

名　　称	種　　別	形状・寸法	単 位	数　量	単　価	金　　額	
調査業務							
資料調査	公募類、地図類、図面類、疎明書面		式	1.00			
現地調査	事前調査		式	1.00			
筆界確認	多角測量、復元測量、画地調整		式	1.00			
立会業務(民地)	民有地境界立会		式	1.00			
	公共用地境界立会		式	1.00			
調査業務　計							
測量業務							
面積計算							
	A≦400㎡		件	1.00			
	A≦2,000㎡		件	1.00			

（乙）

名　　称	種　　別	形状・寸法	単 位	数　量	単　価	金　　額	摘　　要
境界標設置	境界標埋設		点	10.00			
測量業務　計							
書類の作成等							
地積測量図			件	2.00			
現地調査書			件	2.00			
官民境界確認書			件	1.00			
交渉調印業務			式	1.00			
書類の作成等　計							
業務原価							
消費税等相当額			式	1.00			
業務費の合計							

用 地 測 量 業 務 仕 様 書

1　本仕様書は、可部行森住宅跡地用地測量業務（８－１）（以下、業務という。）に適用する。
2　本業務は、広島市委託契約約款及び「調査・設計・測量業務等共通仕様書」に基づき施行すること。
3　本業務の実施区域は、別添位置図の区域のとおりとする。
4　本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市調査職員と連絡を密接にとりながら作業を進めるとともに、作業内容等の報告を行うこと。
5　本仕様書等に明示していない事項又は明示された内容に疑義が生じた場合は、本市調査職員と協議すること。
6　本業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。
7　本業務は、契約締結者（受注者）が見積積算した額により契約するものであり、原則として変更は行わない。
　ただし、業務の履行状況により、設計図書で明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたり、新たに作業項目を追加せざるを得ない状態が生じるなど、やむを得ない事由が生じた場合は、変更契約を行うことがある。
8　成果内容に誤りがあった場合又は精度に欠けると認められた場合は、検査に合格した後においても修正又は再測量を行うこと。
9　官民及び民民境界の立会日時等の調整については、受注者において行うこと。
10　安佐北区維持管理課及び公共機関に提出する境界立会に必要となる申請書類は作成すること。なお、依頼は本市調査職員が行う。
11　本業務に関係する資料については、必要に応じ適宜貸与することとする。
12　戸籍謄本、戸籍附票及び住民票等の交付を本市調査職員に依頼する必要がある際は、一覧表を作成し提出すること。
13　成果品については、次のとおりとする。
⑴　丈量図、地積測量図は世界測地系座標とする。
⑵　丈量図の測点は世界測地系座標で丈量図面に表示する。
⑶　土地登記簿調査表
⑷　権利者調査表
⑸　法務局備付公図及び地積測量図の写し
⑹　公図転写図（連続図）
⑺　官民境界確認書（関係者の押印済み）
⑻　地形図（所在図）
⑼　地積測量図（登記申請用）
⑽　現地調査書
⑾　印鑑証明書
⑿　測量成果品一式
⒀　その他（本市職員が指定した必要書類等）
　成果品の提出は、製本したもの２部（うち１部コピー）及び原図一式（作成図面）各１部
（作成図面については、電子データ（DWG,SFC 形式）を CD で１部提出）
なお、提出成果品の詳細、図面等のサイズは、本市調査職員と協議すること。
14　本業務委託期間内において、成果品の一部提出を求める場合がある。その場合、本市調査職員が別途指示する。

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者の監督）

第３　受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第４　受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外の利用及び提供の制限）

第５　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第６　受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第７　受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第８　受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第９　受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（安全管理措置）

第１０　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所以外での業務の禁止等）

第１１　受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第１２　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第１３　受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに返還、引渡し又は発注者の指定する方法により破棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

（取扱状況の報告及び調査）

第１４　発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

（事故発生時における報告等）

第１５　受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

（契約解除）

第１６　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第１７　業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

位置図

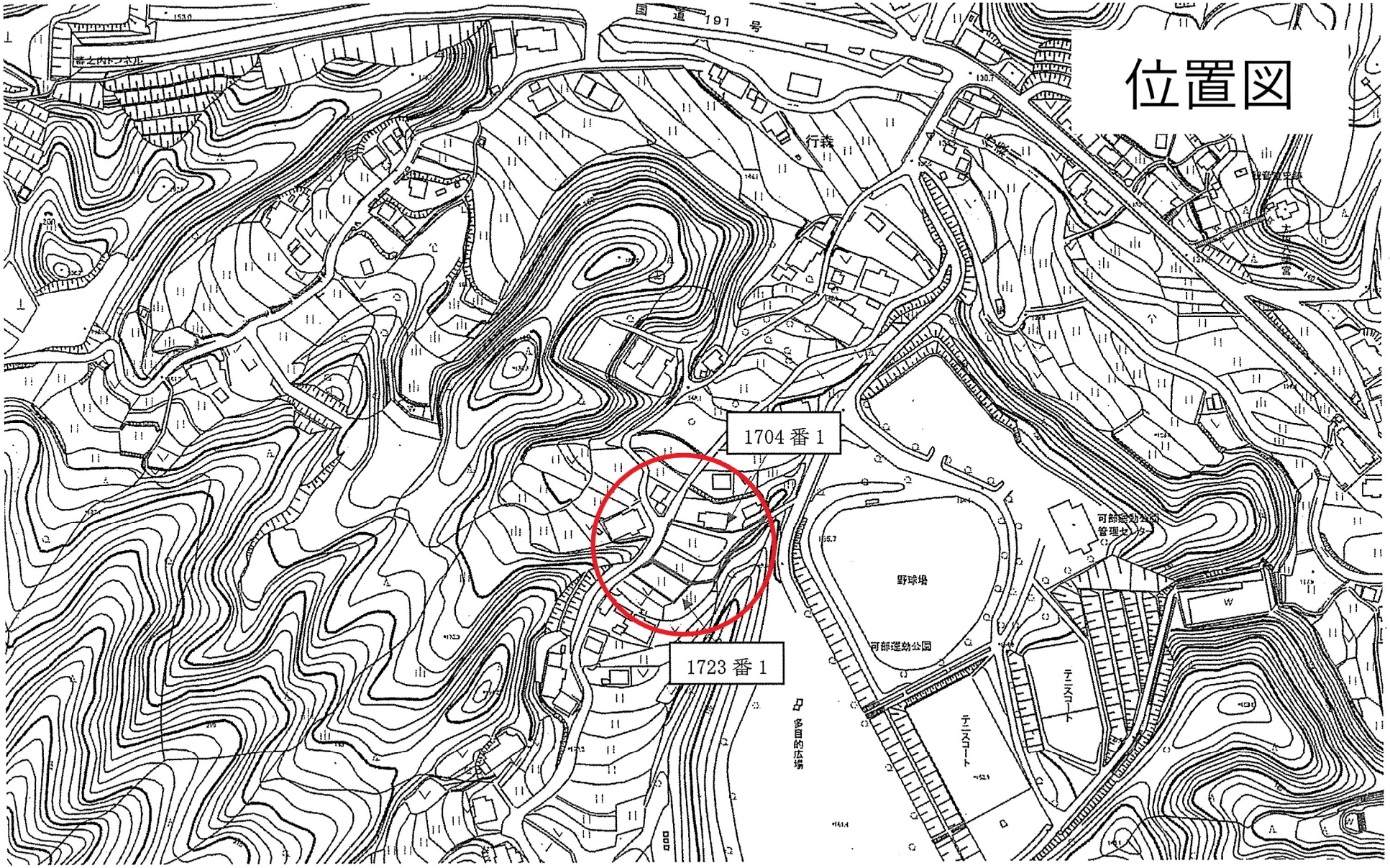

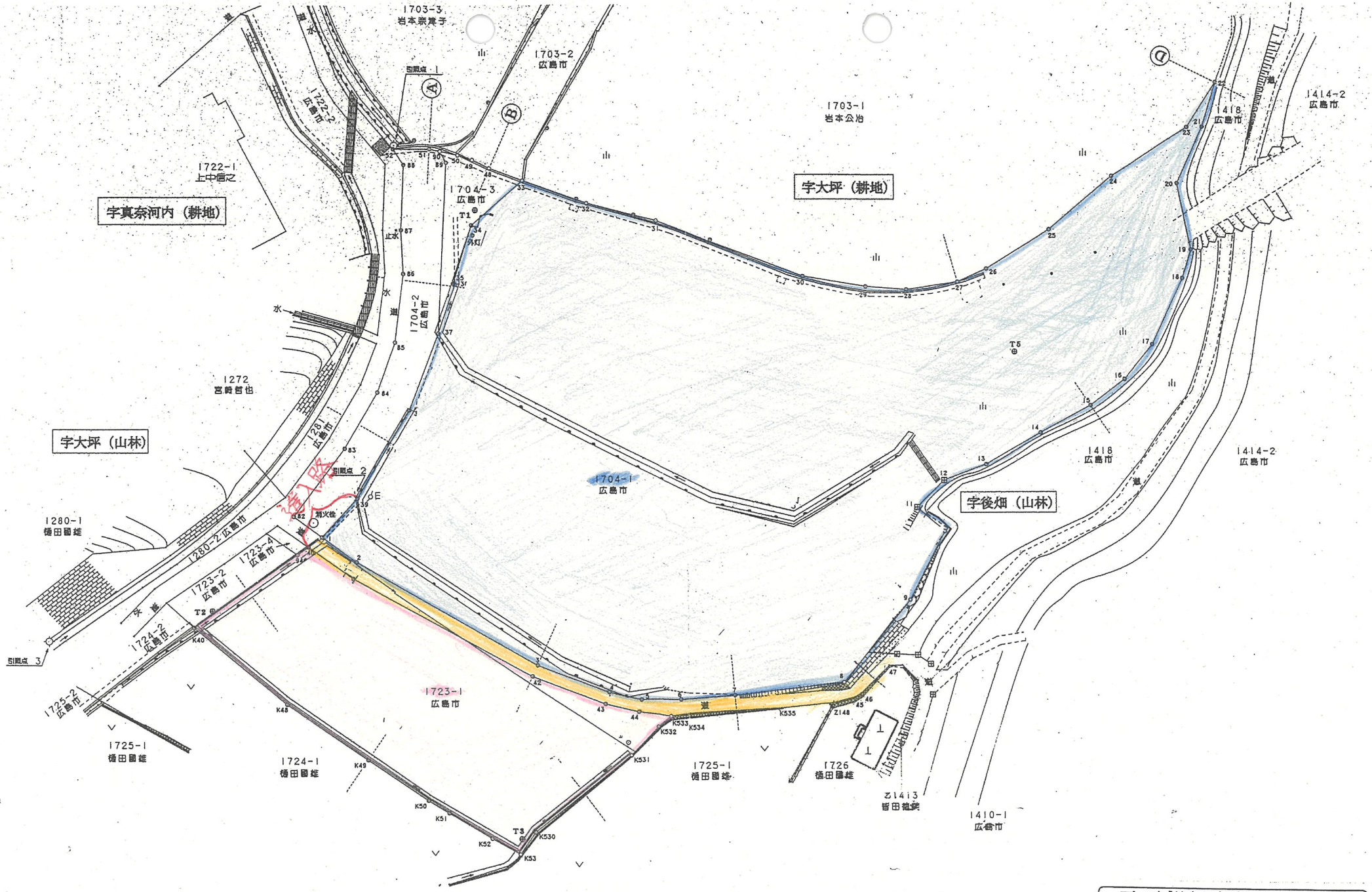
字真奈河内（耕地）
字大坪（耕地）
字大坪（山林）
字後畑（山林）
字真奈河内（耕地）
1703-3 岩本宗貴子
1703-2 広島市
1703-1 岩本公治
1722-2 広島市
1722-1 上中信之
1704-3 広島市
1704-2 広島市
1704-1 広島市
1272 宮崎哲也
1281 広島市
1280-1 橋田圀雄
1280-2 広島市
1723-4 広島市
1723-2 広島市
1723-1 広島市
1724-2 広島市
1724-1 橋田圀雄
1725-2 広島市
1725-1 橋田圀雄
1726 橋田圀雄
1418 広島市
1414-2 広島市
1410-1 広島市
Z1413 皆田雄美
別照点 1
別照点 2
別照点 3
消火栓
T1
T2
T3
T5
K40
K48
K49
K50
K51
K52
K53
K530
K531
K532
K533
K534
K535
Z148
道
水
止水
灯
A
B
C
D
E

元可部行森住宅平面図